

令和 2 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案

説 明 資 料

土木委員会

## 目 次

議第50号関係	岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例について	… 土木	1
議第52号関係	岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	… 土木	3
議第59号関係	内ヶ谷ダム本体工事の請負契約の変更について	… 土木	4
議第63号関係	一級河川の指定の変更に関する意見について	… 土木	7

## 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の背景

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（R1.11.7 公布、R1.11.16 施行）により、住宅の省エネ性能の評価方法として、現行のものに加えて簡易なものが追加された。

これを受け、新たに追加された簡易な評価を行う場合の手数料の額を定める。

### 2 土木関係手数料徴収条例の主な改正内容

(1) 簡易な計算方法により住宅の省エネ性能を評価する場合の性能表示認定申請手数料の額を次のとおり定める。

区 分		単 位	額 (円)
一戸建ての住宅		1件につき	18,000
共同住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	18,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	34,000
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	49,000
	申請戸数が10を超え25以下のもの	1件につき	71,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	1件につき	106,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	1件につき	160,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	1件につき	228,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	1件につき	295,000
	申請戸数が300を超えるもの	1件につき	336,000

(2) その他所要の規定の整理を行う。(低炭素建築物新築等計画認定・変更認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画認定・変更認定申請及び建築物エネルギー消費性能表示認定申請の手続について、共同住宅の共用部分を計算しない簡易な方法が追加されたことに伴う文言整理)

### 3 施行日

公布の日

## 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

### 1. 改正の趣旨

建設業法の一部改正により、令和2年4月1日から国土交通大臣に対し建設業の許可（大臣許可）を申請する際に都道府県知事を経由する事務が廃止される。

これを鑑み、その許可を受けている旨の確認書を県が交付する事務を廃止することに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。

### 2. 改正の概要

岐阜県土木関係手数料徴収条例 別表第一「一 建設業法の施行に関する事務」の表中、「建設業許可確認書」に関する規定を削除するとともに、手数料の名称を変更する。

新旧	事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
旧	八 建設業の許可を受けている旨の <u>証明書又は確認書</u> の交付	建設業許可証明書等 <u>交付手数料</u>	一通につき	350
新	八 建設業の許可を受けている旨の <u>証明書</u> の交付	建設業許可証明書交付手数料	一通につき	350

注) 証明書：県知事許可業者に対して建設業許可を有することを証明する書類

確認書：国土交通大臣許可業者に対して建設業許可を有することを証明する書類

### 3. 施行日

令和2年4月1日

## 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の趣旨

地方自治法の一部改正（H29.6.9 公布、R2.4.1 施行）に伴い、岐阜県公営企業の設置等に関する条例の条ずれの整理を行うもの。

### 2 条例改正の内容

岐阜県公営企業の設置等に関する条例 第6条適用条文  
（職員の賠償責任免除関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

改正前）第243条の2第8項

改正後）第243条の2の2第8項

### 3 施行日

令和2年4月1日

## 内ヶ谷ダム本体工事の請負契約の変更について

県土整備部河川課

工 事 名：公共<sup>うちがたに</sup>内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事

工事場所：木曾川水系<sup>きびしまがわ</sup>亀尾島川 <sup>ぐじょうし やまとちょう</sup>郡上市大和町内ヶ谷 地内

工事概要： 長良川における洪水被害の軽減を図るとともに、亀尾島川における流水の正常な機能を維持するため、コンクリートダムを建設するもの

工事内容：重力式コンクリートダム  
堤高=84.2m、堤頂長=270.0m  
総貯水容量=1,150万m<sup>3</sup>

工 期：平成28年3月24日 ~ 令和5年6月30日(7年3ヶ月)

変更工期：平成28年3月24日 ~ 令和8年3月31日(10年)

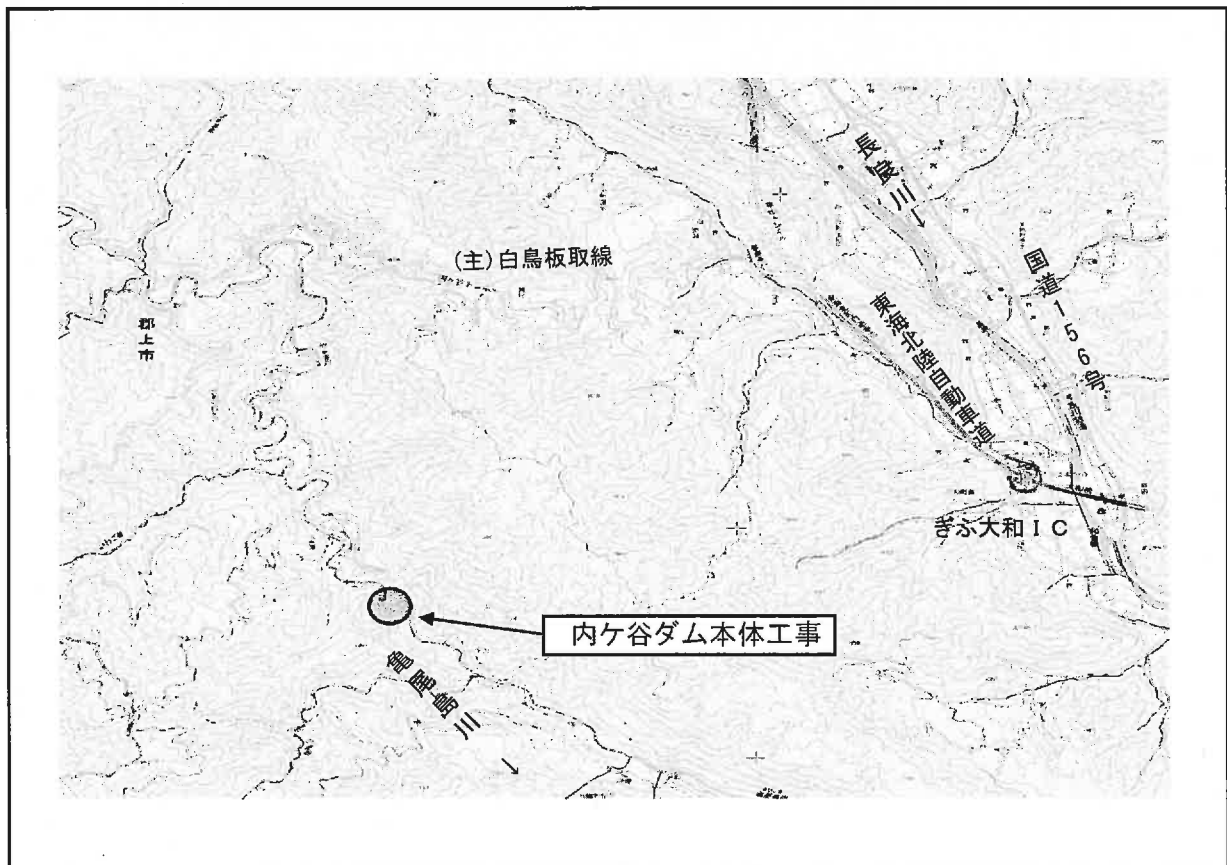
契約金額：17,337,633,120円(税込み)

変更金額：22,020,632,320円(税込み)

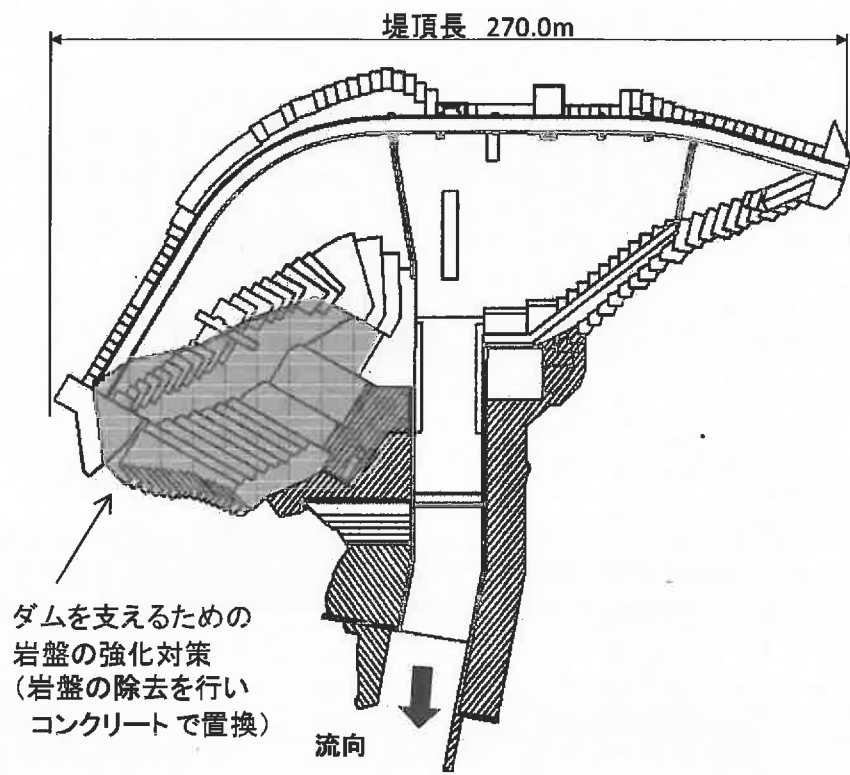
契約の相手方：前田・大日本・市川・TSUCHIYA特定建設工事共同企業体

変更理由： 基礎掘削実施中に、基礎岩盤の一部に、事前の調査で判明していなかった割れ目が見つかり、調査の結果、ダムを支える岩盤の強化対策工事を行う必要が生じたため、工事費の増額及び工期の延長を行う。

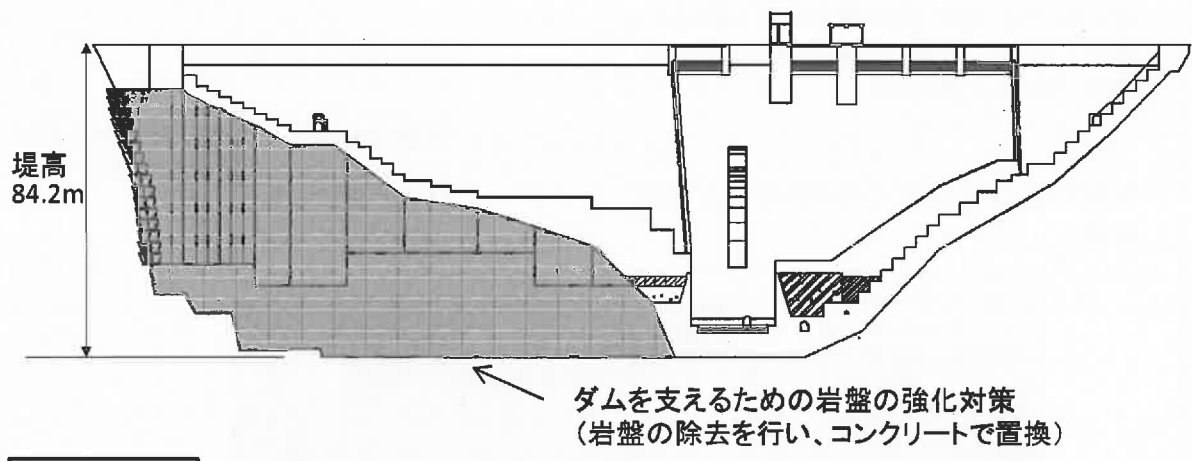
### 位 置 図



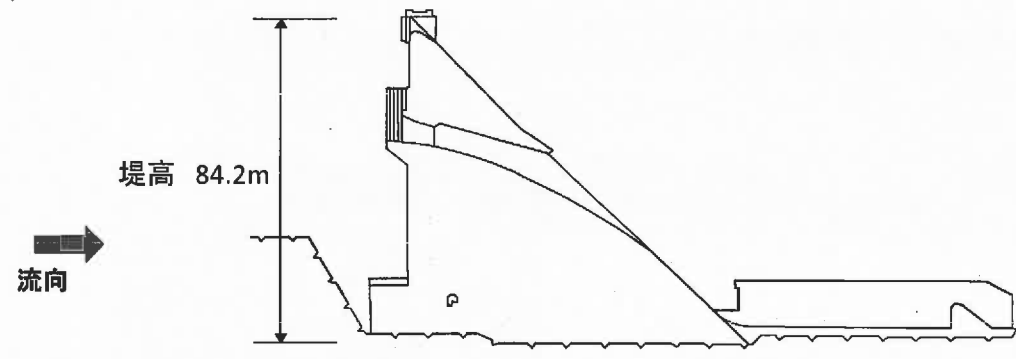
平面図



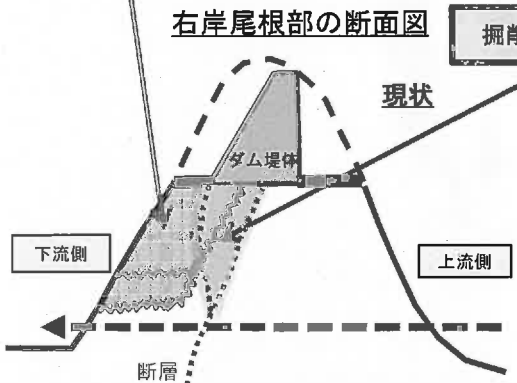
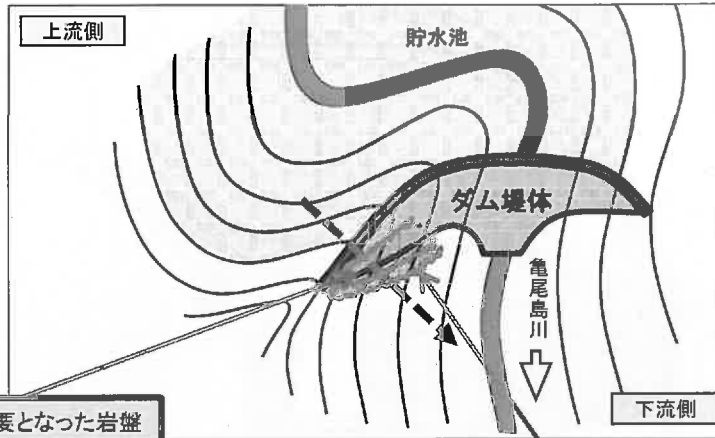
ダム下流面図



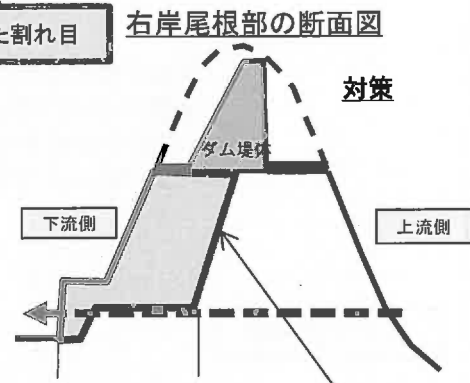
標準断面図



# ダムを支える岩盤の強化対策

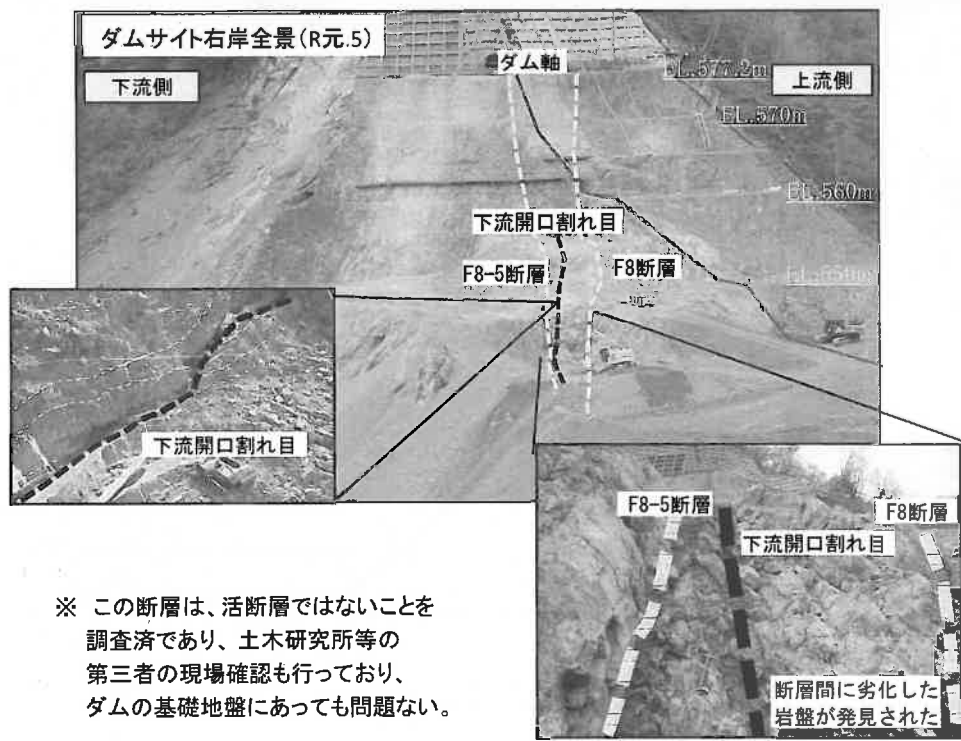


掘削途中に見つかった割れ目



掘削途中に、割れ目が見つかり下流側に連続すること、断層と断層の間に劣化した部分があることが判明。  
 ↓  
 断層部分より下流側の岩盤の強化対策が必要。

断層部分より下流側の岩盤除去を行い、コンクリートで置換する岩盤強化対策工事を実施。



※ この断層は、活断層ではないことを調査済みであり、土木研究所等の第三者の現場確認も行っており、ダムの基礎地盤にあっても問題ない。



# 一級河川の指定の変更に関する意見について

県土整備部 河川課

## 1 議案の概要

国土交通大臣が一級河川の変更を行うにあたり、河川法第 4 条第 3 項及び第 6 項の規定により岐阜県知事へ意見照会が行われる。この意見照会に対して意見を述べようとするときは、同条第 4 項の規定により議会の議決を経なければならないため、本議案を上程しようとするもの。

### 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）抜粋

（一級河川）

第 4 条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 （略）

6 一級河川の変更又は廃止の手續は、第一項の規定による河川の指定の手續に準じて行なわれなければならない。

## 2 一級河川の指定とは

### (1) 一級河川

国土保全上（治水上）又は国民経済上（水道、かんがい、発電等国家の見地からみて河川利用の経済への影響度が大きい）特に重要な水系で政令で指定したものに属する河川のうち、法に基づいて管理する必要があるものとして国土交通大臣が指定したもの。（一部区間は、知事が法定受託事務として国土交通大臣の権限の一部を行う）

○県内の水系 木曾川、庄内川、矢作川、神通川、庄川、九頭竜川の 6 水系

○県内の一級河川 4 3 7 河川（総延長 3, 3 2 6 km、うち県管理 2, 9 9 0. 8 km）

### (2) 一級河川の指定内容

水系ごとにその名称並びに起点（上流端の地先名）及び終点（下流端の合流先河川名）を明示した区間を官報に掲載して公示される。（河川法施行規則第 1 条の 3）

### 3 対象河川について

#### (1) 変更内容

名称	区 間		
	区分	上 流 端	下流端
新堀川	旧	左岸 本巢郡穂積町野田新田3975番地先 右岸 同町野田新田1番の2地先	犀川への合流点
	新	左岸 瑞穂市野田新田字土取3975番地先 右岸 同市野田新田字番屋口3980番地先	天王川への合流点
高野川	旧	左岸 本巢郡穂積町大字穂積字高野2362番地先 右岸 同町大字祖父江字蒲野東467番地先	新堀川への合流点
	新	左岸 瑞穂市穂積字高野2362番地先 右岸 同市祖父江字蒲野東467番4地先	天王川への合流点
石田川	旧	左岸 岐阜市三輪大字北野字石田沖1894番の1地先 右岸 同市三輪同大字同字1895番地先	新川への合流点
	新	左岸 岐阜市出屋敷335番地先 右岸 同市出屋敷586番地先	鳥羽川への合流点

#### (2) 変更理由

##### ①上流端の地先名

土地改良事業及び分筆に伴い地名を変更したため。

##### ②下流端の合流先河川名

###### ア 新堀川・高野川

洪水被害の軽減を目的とした瑞穂市内で実施されている犀川遊水地事業により、新堀川及び高野川の下流端を天王川へ変更したため。

###### イ 石田川

洪水被害の軽減を目的とした山県市内で実施されている鳥羽川の河川改修事業により、石田川の下流端を鳥羽川へ変更したため。

# 「新堀川・高野川」の下流端(合流先河川名)の変更について

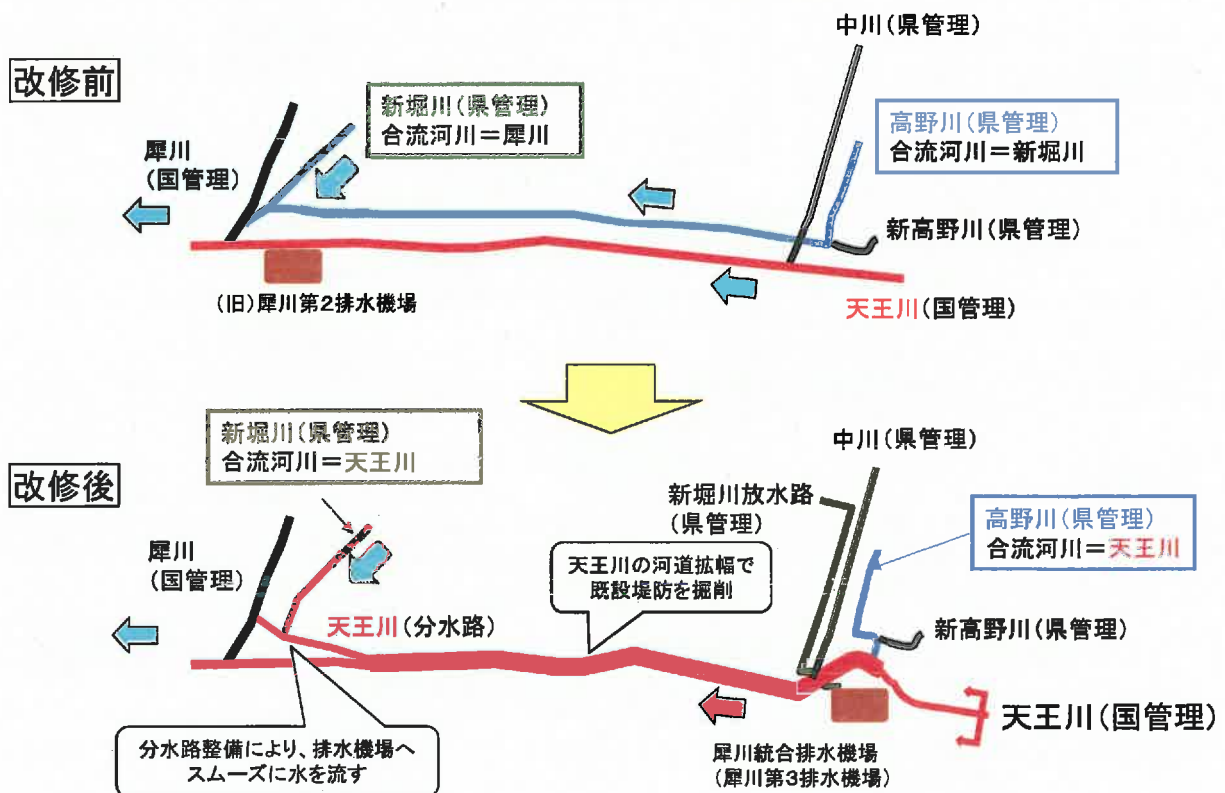


●瑞穂市内で実施されている「犀川遊水地事業」により、2河川の合流先河川名が「**天王川**」へ変更

- 犀川遊水地事業(国土交通省事業)
  - ・目的:犀川流域の内水被害の軽減、長良川への洪水負荷軽減
  - ・実施内容:貯水池の容量の増大  
排水機場の整備  
遊水地内の河道整備  
(天王川では分水路整備、河道拡幅)



## 【犀川遊水地事業(天王川河道切替)の模式図】



# 「石田川」の下流端(合流先河川名)の変更について



事業箇所

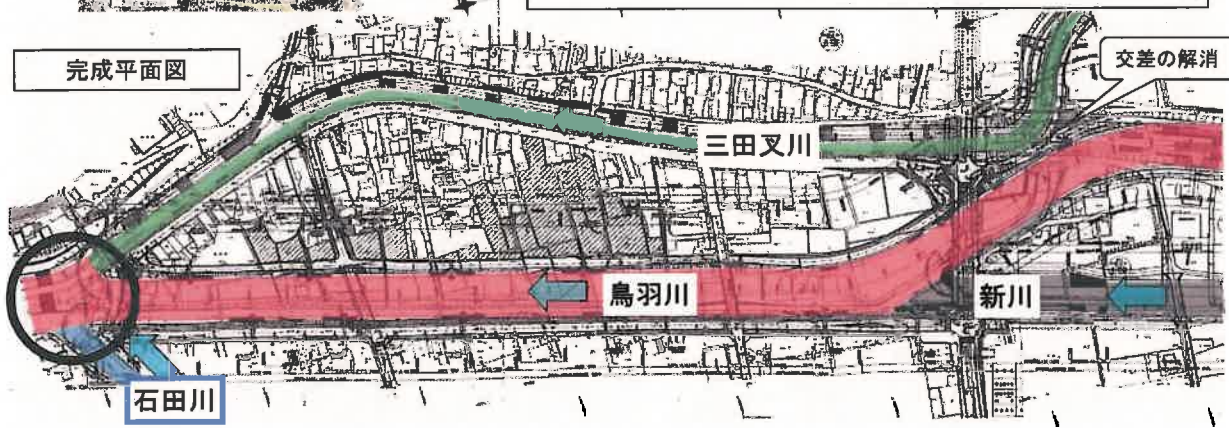
●山県市内で実施されている「鳥羽川河川改修事業」により、石田川の合流先河川名が「**新川→鳥羽川**」

●鳥羽川河川改修事業  
鳥羽川と三田又川の立体交差を解消するため、鳥羽川を新川へ付け替え



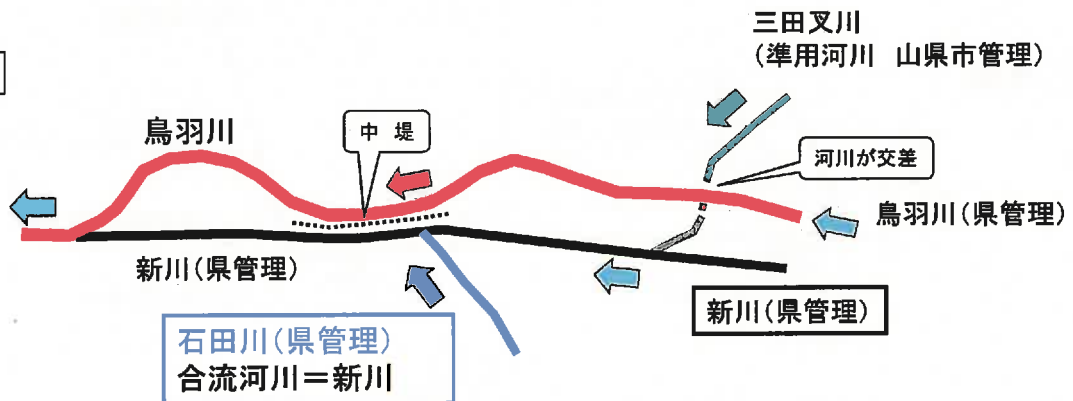
改修前

完成平面図



## 【鳥羽川河川改修事業の模式図】

改修前



改修後

